

## 仙台空港祭 屋外屋台（飲食販売）出店要項

仙台国際空港株式会社

### 1. 目的

仙台空港祭のイベントスペースを活用した魅力づくりの一環として、仮設店舗を利用し飲食販売を行い、利用者の利便の向上と空港等の魅力を高めることを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) 日時

①搬入時間：2024年10月12日（土） 8:30～10:00

※混雑状況等により搬入時間を変更する場合あり

②営業時間：2024年10月12日（土） 10:00～15:00

③搬出時間：2024年10月12日（土） 15:00～17:00

※悪天候等によりイベント中止、開催時間を短縮する場合あり

#### (2) 出店場所

①仙台空港旅客ターミナルビル西側スペース（国土交通省仙台空港事務所庁舎駐車場内）

②仙台空港旅客ターミナルビル正面スペース

※別添「出店場所 位置図」参照

#### (3) 販売可能な商品

公的機関の発行する営業許可証の範囲内の飲食物とする

#### (4) 出店に伴う手続き 他

仙台空港祭のイベントでの出店に際して「出店誓約書」を仙台国際空港(株)へ提出すること。

仙台空港管理規則第17条の構内営業の承認を得たことに準ずるものとし、営業料（賃料）、及び最低保証売上等は発生しない。

但し、出店者は出店した日を含む7日以内に販売実績報告書を仙台国際空港(株)へ提出すること。

### 3. 出店資格・留意事項

#### (1) 出店資格

以下の全てに該当する者であること。

① 上記の「目的」および「概要」に同意できること

② 営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること

③ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者を配置すること

④ 食品賠償保険等に加入していること

⑤ 保健所が定める、適切な衛生管理ができること

⑥ その他イベント出店者等と協力できること

⑦ 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者、禁固以上の刑に該当する罪を犯し

た容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者が当出店に関わる者として含まれていないこと

- ⑧ 申し込み業種について、過去1年以内に行政処分を受けていないこと
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりががあるとされる者が当出店に関わる者として含まれていないこと

## (2) その他留意事項

- ① 使用物品の搬入・搬出は出店者各自で行うこと
- ② キッチンカーで出店する場合、中型キッチンカー（～約6m）サイズまでとする
- ③ 電力、水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。但し、仙台国際空港㈱と事前調整を行ったものに関してはその限りではない
- ④ 裸火を使用しないこと。但し、仙台国際空港㈱と事前調整を行ったものに関してはその限りではない
- ⑤ 出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること。但し、仙台国際空港㈱と事前調整を行ったものに関してはその限りではない
- ⑥ 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）
- ⑦ 出店にあたり発生した事故や苦情、その他販売に起因する全ての事項については、出店者が責任を持って対応し解決すること
- ⑧ 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
- ⑨ 使用機材の破損、紛失等について、仙台国際空港㈱は一切責任を負わない
- ⑩ 虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取りやめをした場合、損害賠償請求を行う場合がある
- ⑪ 前各号の外、秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為を禁止する

## 4. お問い合わせ先

仙台国際空港株式会社

仙台空港祭 屋外屋台イベント（担当：渡辺、鈴木）

〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港内

TEL：022-383-4301

FAX：022-383-4526

E mail：sdj\_kuukousai\_jimukyoku@sendai-airport.jp